

一般財団法人服部海外留學生育英会奨学金給与規程

制定 平成 24 年 11 月 22 日

改正 2022 年 5 月 14 日

改正 2023 年 2 月 25 日

(奨学生の資格)

第 1 条 一般財団法人服部海外留學生育英会(以下「法人」という。)の奨学金を給与される者(以下「奨学生」という。)は、愛知県内の大学または大学院に在学する外国人留學生で、学業、人物ともに優秀で、かつ、健康であって、学資の支弁が困難と認められること、本給与規程(以下「規程」という。)の遵守に同意することなど、別に定める奨学生募集要綱記載の応募資格をすべて満たす者でなければならない。

(奨学金の給与期間及び金額)

第 2 条 法人が奨学生に奨学金を給与する期間は、それぞれ正規の最短修業年限とし、その期間中に給与する奨学金の金額は、月額 50,000 円とする。

(奨学生志望手続)

第 3 条 奨学生志望者は、奨学生募集要綱に定められた申込書等の提出書類を在学大学を通じて、法人の代表理事(以下「代表理事」という。)に提出するものとする。

(奨学生の決定)

第 4 条 奨学生の採用は、法人の選考委員会の選考を経て、代表理事が決定し、その結果を本人及び在学大学に通知する。

2 奨学生に決定した者は、誓約書及び指導教員が作成した留意事項確認書を提出するものとする。

併せて、毎年 4 月に在学証明書を提出するものとする。

(奨学金の給与)

第 5 条 奨学金は、毎月指定日に給与するものとし、特別の事情があるときは、2ヶ月分以上を合わせて給与することができる。

2 奨学金は、直接奨学生本人に法人事務所において給与するものとする。

(奨学金受領書の提出)

第 6 条 奨学金の給与を受けた奨学生は、その都度、直ちに奨学金を受領したことを法人が指定する受領書に署名をし、代表理事に提出しなければならない。

(奨学金等受給状況、生活状況及び学業成績の報告)

第 7 条 奨学生は、奨学金給与期間中に、法人が給与する以外の奨学金及びこれに類する給与の合計額が平均月額 10 万円を超えることが決定した場合は、代表理事に報告しなければならない。

2 奨学生は、毎年 1 月に生活状況報告書(進路予定等)を、毎年度末に学業成績表を代表理事に提出しなければならない。

(異動届出)

第 8 条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、直ちに代表理事に届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学又は退学したとき。
- (2) 停学その他の処分を受けたとき。

(奨学金の休止)

第 9 条 代表理事は、次の各号のいずれかに該当する奨学生に対しては、奨学金の給与を休止する。

- (1) 休学し、または長期にわたって欠席したとき。
- (2) 学業、素行等の状況により、必要があると認めたとき。

(奨学金の復活)

第 10 条 代表理事は、前条の規定により奨学金の給与を休止された奨学生がその事由が止んで、在学大学を経て願い出たときは、奨学金の給与を復活することができる。

(奨学金の廃止)

第 11 条 代表理事は、次の各号のいずれかに該当する奨学生に対しては、奨学金の給与を廃止する。なお、必要に応じて、在学大学の意見を聞くことができるものとする。

- (1) 第 2 条に定める給与期間が満了あるいは最短修業年限から外れたとき。
- (2) 第 12 条の規定により、奨学生の辞退を申し出たとき。
- (3) 学籍を失ったとき。
- (4) 学業成績または素行が不良になったと認められるとき。
- (5) 病気その他の理由により就学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (6) 奨学金給与期間中に、法人が給与する以外の奨学金及びこれに類する給与の合計額が平均月額 10 万円を超えたとき。
- (7) 奨学金を必要としない理由が生じたと認められるとき。
- (8) 応募資格に関し、奨学金申込書に虚偽の記載が判明し、資格を満たさないとき。
- (9) 第 6 条、第 7 条及び第 8 条の規定に違反したとき。
- (10) 犯罪行為が認められるとき。
- (11) 反社会的勢力に属すると判明したとき。
- (12) その他第 1 条に定める奨学生の資格を失ったと認められるとき。
- (13) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったと認められるとき。

(奨学生の辞退)

第 12 条 奨学生は、いつでも在学大学を経て、奨学生の辞退を申し出ることができる。

(奨学生への指導)

第 13 条 代表理事は、奨学生の資質の向上を図るため、学業成績及び生活状況に応ずる適切な指導を行うことができるものとする。

(緊急連絡先の届出)

第 14 条 奨学生は緊急連絡先として、常時連絡の付く携帯電話番号及びメールアドレスを採用時に代表理事に届け出なければならない。

(実施細目)

第 15 条 この規程の実施について必要な事項は、別に定めることができる。